

生食監発0127第2号  
平成29年1月27日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部監視安全課長  
(公 印 省 略)

### 米国から輸入される牛肉等の取扱いについて

標記については、平成28年8月30日付け生食監発0830第3号により下記の施設から出荷された貨物について輸入手続きを保留しているところです。

今般、本事案に関して、米国政府から提出された報告書等により再発防止措置が確認できたことを踏まえ、とさつ日が平成28年10月5日以降の当該施設からの貨物の輸入手続きを再開することとしましたので、検疫所における現場検査の結果等に問題がない場合には、輸入届出済証を交付するようお願いします。

また、当該施設において処理された牛肉等のうち、平成29年1月26日以前に衛生証明書が発行されたものについては、全箱について、輸入者による当該貨物の内容確認及び当該貨物の衛生証明書との同一性の確認を行い、その結果を検疫所あて報告するよう指導願います。

なお、平成29年1月27日以降に衛生証明書が発行されたものについては、平成25年2月1日付け食安監発0201第3号（最終改正：平成27年3月27日付け生食監発0327第2号）に基づいて取り扱うこととし、平成28年8月30日付け生食監発0830第3号については廃止します。

記

JBS SOUDERTON, INC. (施設番号 1311)